

新型コロナウイルス感染症 医療機関が利用できる主な支援策

助成金、給付金、融資制度など

この資料は、新型コロナウイルス感染症に関わる支援策について、経済産業省、厚生労働省、大阪府等で公開されているリーフレット等を抜粋したものです。詳しくは、各機関のHP等をご参照ください。

2021.7.12 版

大阪府保険医協会

医療機関が利用できる主な支援策

(2021. 7. 12 現在)

支援策	内容	主な条件	相談窓口
1. 補助金・助成金など			
<p>①令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金</p> <p>(令和2年度第3次補正予算の同補助金について未申請の医療機関等が対象)</p> 	<p>【補助額】 下記いずれか該当の補助金1つのみが対象となり、各々の金額を上限として実費を補助。</p> <p>①診療・検査医療機関 100万円</p> <p>②医療機関・薬局等 * 病院・有床診療所(医科・歯科) 25万円+5万円 ×許可病床数 * 無床診療所(医科・歯科) 25万円 * 薬局、助産所 20万円 * 指定訪問看護事業者(みなし指定含む) 20万円</p> <p>【申請期限】 2021年9月30日まで(当日消印有効)</p> <p>※原則として、2020(令2)年度第三次補正予算による令和2年度の同補助金(2020.12.15~2021.3.31までの経費を対象に2月に厚労省へ申請した補助金)を受けた医療機関等は対象外</p>	<p>【対象経費】 ■2021年4月1日から9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。 ■感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となる。 ■「みなし指定」で補助対象期間中に訪問看護事業も行っている場合も、その訪問看護事業の経費について申請可能。診療所分と医療機関コードが同じになるので、申請する場合は、申請書「別紙」の「施設類型」欄で「訪問看護事業者」を選択し、必ず「みなし訪問看護事業所」分の申請である旨を書いた「添書」を同封(様式自由。手書き可)すること。 ■申請は各施設1回のみ</p>	<p>厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター 電話 0120-336-933 (平日 9:30~18:00)</p>
<p>②大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金</p> 	<p>府内に在住する新型コロナウイルス感染者陽性者のうち、大阪府内保健所長から自宅療養の対象とされた方(以下「自宅療養者」)が急増している状況を受け、自宅療養者の往診又は訪問看護(以下「往診等」という。)を行う医療機関等に対し、報償として協力金を交付。</p> <p>【交付対象者】 大阪府内の病院、診療所、訪問看護ステーション</p> <p>【交付内容】 対象期間中の往診等1回あたり</p> <p>■往診 15,100円 ■訪問看護 8,280円 ※自宅療養者1人あたり4回を上限。訪問看護は10回が上限。(外来診療、</p>	<p>【対象となる患者】 新型コロナ陽性者で大阪府内保健所長から自宅療養の対象とされ、往診等時において府内に在住する患者。疑似症患者への往診等は対象外。対象期間中の往診等であっても、自宅療養解除後に行った往診等は対象外。</p> <p>【対象期間】 2021年4月8日(木)から当面の間(医療非常事態宣言期間中) ※終期については、大阪府HPにて追って掲載。</p> <p>【受付期間】 ■交付申請 往診等を行った翌月10日から翌月末までに申請。 ※往診等の実施後に、実</p>	<p>大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ 自宅療養者往診等実施協力金担当 電話：06-6941-0351 (内線) 4717</p>

	電話等情報通信機器による診療は対象外)	績に基づき申請する。	
<p>③新型コロナウイルス感染症に伴う休業等に対する継続・再開支援事業</p> 	<p>* H E P A フィルター付き空気清浄機(医療機関は2台まで)、院内消毒経費を補助(補助率 1/2)</p> <p>【対象期間】 2021. 4. 1 から (終期は別途お知らせ)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開のための支援を行う</p> <p>【申請期間】 2021. 4. 1 から</p>	<p>大阪府 感染症対策支援課 病院支援第2グループ 継続・再開支援事業担当 電話 06-4397-3248</p>
<p>④令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金</p> <p>※オリンピック・パラリンピック休暇期間(2021年7月22日から7月25日まで)に発熱等、新型コロナウイルス感染症などが疑われる患者の診療・検査体制を確保するため、協力金の交付制度を設ける。</p> 	<p>◆対象となる医療機関 (1) 受診調整機能付き地域外来・検査センター (2) 診療・検査医療機関 (3) 上記(1)(2)以外で新型コロナウイルス感染症の検査をする医療機関</p> <p>◆協力金 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に実施した新型コロナウイルスの検査(核酸検出検査、抗原検査) 1人につき、10,000円</p> <p>※保険適用での検査のみが対象。保健所が検体回収・検査分析を実施する場合は対象外。 ※既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は対象外。</p>	<p>◆対象となる検査 7/22~7/25までに実施した新型コロナウイルス感染症の保険適用による検査</p> <p>◆交付の条件 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関の内、下記の条件をいずれも満たすこと (1) 行政検査の委託契約(集合契約含む)を大阪府もしくは保健所設置市と締結している(予定含む)こと。 (2) 検査実施数をシステムもしくはFAXにより管轄保健所等に報告していること。</p> <p>◆申請期間 7/26(月)~8/12(木)まで ※事業完了後に、実績に基づいて交付申請。</p>	<p>①コールセンター 電話 06-7166-9988 (土日祝含む午前9時から午後6時まで)</p> <p>②06-6941-0351(府庁代表) 内線 5753 平日 9:30~18:00</p>
<p>【参考-1】 健保被扶養者認定の取り扱い(ワクチン接種業務関連)</p> <p>「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」(令和3年6月4日厚労省通知)</p>	<p>医師、看護師などの医療職が新型コロナワクチン接種会場や医療機関において、直接新型コロナワクチンの注射や接種業務に従事したことによる給与収入については、「健保被扶養者認定における収入確認の際の収入には算定しない」という特例措置を設ける。</p>		
<p>【参考-2】 健保被扶養者認定の取り扱い</p>	<p>想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、130万円以上となる場合</p>		

<p>「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12日厚労省事務連絡）</p>	<p>であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断する。</p>		
<p>【参考-3】 医療機関等への支援策に関するコールセンター</p>	<p>新型コロナ患者を受け入れる医療機関等への支援策に関して、総合的な相談を受け付けるコールセンターを厚生労働省に設置し、各種支援策の案内のほか、申請に当たっての質問・相談等に対応する。</p>	<p>新型コロナ患者を受け入れる医療機関等への支援策に関して、厚生労働省にコールセンターを設置し、 *新型コロナ患者の受入病床確保の補助金、感染拡大防止等支援の補助金などの支援策を案内。 *申請にあたっての質問・相談に対応 *必要に応じて厚生労働省の担当から折り返し電話し、具体的な説明を行う *相談内容に応じて、都道府県等に必要な確認を行うーなど、個々の医療機関等の状況に応じた対応を行う。</p>	<p>新型コロナ患者受け入れ医療機関等の支援に関する総合相談ダイヤル 電話 0120-024-700 平日 9:30~18:00 (土日祝日、行政機関の休日を除く)</p>
<p>【参考-4】 厚労省HP 「自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年」</p>			
<p>【参考-5】 大阪府HP 「医療機関等への支援メニューについて（令和3年度）」</p>			
<p>【参考-6】 経済産業省の支援策</p>			
<p>⑤雇用調整助成金の特例措置（雇用保険未加入者は緊急雇用安定助成金） ※特例措置の期間を再延長</p>	<p>■特例措置期間の延長 初日が5/1以降の賃金締切期間（判定基礎期間）から ①売上等が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少、又は都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力</p>	<p>新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、職員に対して一時的に休業等を行い、雇用を維持した場合に休業手当・賃金等を助成 【申請期限】</p>	<p>■大阪労働局助成金センター 電話 06-7669-8900 相談時間 8:30~17:15（月~金） ■学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター</p>

	<p>→日額上限 15,000 円 (助成率 10/10) ②上記①以外の場合 →日額上限 13,500 円 (助成率 9/10) ③特例措置の期間 2021. 9. 30 まで ※上記助成率は、小規模事 業主で解雇等をしていな い場合。 ※10 月以降は未定。</p>	<p>支給対象期間の末日の翌 日から 2 か月以内 (例： 2021. 7. 1~2021. 7. 31 の休 業 → 2021. 9. 30 まで)</p>	<p>電話 0120-60-3999 受付時間 9 : 00~21 : 00 (土日・祝日含む)</p>
<p>⑥両立支援等助成金 (新型コ ロナウイルス感染症対応特 例)</p> <p>※小学校休業等対応助成金に ついて、2021. 4. 1 以降は本助 成金の「育児休業等支援コー ス」内で対応</p> 	<p>【支給額】 支給対象労働者 1 人あたり 5 万円 ※1 事業主あたり 10 人まで 支給。(上限 50 万円)</p> <p>【対象となる休暇】 2021. 4. 1~2022. 3. 31 まで に取得した特別有給休暇 ①新型コロナウイルスによる 小学校等の休業により小学 校等を休む必要がある者の 世話をその保護者として行 う場合。 ②(イ)新型コロナウイルスの 病原体に感染した子ども、 (ロ)新型コロナウイルスの病 原体に感染したおそれがある 子どもなど、小学校等を 休む必要がある者の世話を その保護者として行う場合 —など。</p> <p>【申請期間】 2021. 4. 1~2021. 6. 30 まで の間に取得した休暇 = 2021. 4. 1~2021. 8. 31 まで —等、休暇を取得した日付 に応じて異なる。 ※事業所単位ではなく、事 業主単位での申請</p>	<p>小学校等の臨時休業等に より子どもの世話をする 労働者のために特別有給 休暇制度及び両立支援制 度を整備し、特別有給休暇 の利用者が生じた事業主 に支給。</p> <p>【主な要件】 ■①小学校等が臨時休業 等になり、それに伴い子ど もの世話をを行う必要があ る労働者が、特別有給休暇 (賃金が全額支払われる もの)を取得できる制度の 規定化し、②小学校等が臨 時休業等した場合でも勤 務できる両立支援の仕組 み(短時間勤務制度など) を社内に周知しているこ と。 ■労働者一人につき、特別 有給休暇を 4 時間以上取 得させたこと。—など</p>	<p>大阪労働局 雇用環境・ 均等部 電話 06-6941-4630</p>
<p>⑦IT 導入補助金</p> 	<p>■対象 ・中小企業、小規模事業者等</p> <p>■補助額：30~450 万円</p> <p>■補助率 ・低感染リスク型ビジネス 枠 2/3 ・通常枠 1/2</p> <p>■申請 *2 次締切 7/30 (金) 17 時 (予定) *3 次締切 9 月中 (予定)</p>	<p>■低感染リスク型ビジネス 枠の導入例 ・顧客対応業務や決済業 務、会計管理業務における 顧客と従業員同士の間 における接触機会を低減し、 より効率的に実施できる ような「遠隔注文システ ム」、「キャッシュレス決 済システム」、「会計管理シ ステム」の同時導入。 ■通常枠の導入例 ・経理業務を効率化するた め、インボイス制度に対応 した会計ソフトを導入。</p>	<p>サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局</p> <p>ポータルサイト https://www.it- hojo.jp/</p> <p>電話 0570 - 666 - 424 (IP 電話 042 - 303 - 9749) 受付時間：9:30~17:30 (土日祝日除く)</p>

		・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。	
⑧月次支援金 	【給付額】 「2019年又は2020年の基準月の売上」－「2021年の対象月の売上」 ※基準月：2019年又は2020年における対象月と同じ月 【給付上限額】 中小法人等：上限20万円 個人事業者等：上限10万円 【申請期間】 ＊4月分・5月分 2021.6.16～8.15まで ＊6月分 2021.7.1～8.31まで ※原則、対象月の翌月から2ヶ月間。	【給付対象】 下記①と②を満たしていれば業種/地域を問わず給付対象となる。 ①緊急事態宣言に伴う外出自粛又は飲食店の時短営業等の影響を受けていること ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月刊売上が、2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること	月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】 TEL：0120-211-240 IP電話：03-6629-0479 受付時間：8:30～19:00 （土日、祝日含む全日対応）
2. 資金繰り支援			
①日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※実質無利子・無担保対象	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 【融資限度額】 国民事業（小規模企業、個人事業者） 8,000万円 中小事業 6億円 【返済期間】 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内） ※要件に該当すれば、「3億円を限度として融資後3年目までは基準利率－0.9%」の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子に。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 ①最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 2019年12月の売上高 c 2019年10月～12月の平均売上高	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル 電話 平日 0120-154-505 土曜日 （国民）0120-112476 （中小）0120-327790

②セーフティネット保証 4号	保証率：借入債務の100% 保証枠：一般保証枠とは別 枠で最大2.8億円	最近1カ月の売上高が前年 同月比20%以上減少等 ※全都道府県対象	取引のある金融機関又 は最寄りの信用保証協 会
③セーフティネット保証 5号	保証率：借入債務の80% 保証枠：一般保証枠とは別 枠で最大2.8億円	最近1カ月の売上高が前年 同月比5%以上減少 ※全業種対象	取引のある金融機関又 は最寄りの信用保証協 会
④危機関連保証	保証率：借入債務の100% 保証枠：一般保証枠、セーフ ティネット保証枠とは別枠 で最大2.8億円	最近1カ月の売上高が前年 同月比15%以上減少する 中小企業・小規模事業者 (セーフティネット保証 4号・5号とは別枠で保 証)	取引のある金融機関又 は最寄りの信用保証協 会
⑤伴走支援型特別保証制度	一定の要件(売上減少▲ 15%以上等)を満たした中 小企業者等が、金融機関に よる継続的な伴走支援を受 けること等を条件に、信用 保証料の事業者負担を大幅 に引き下げる。 ○保証限度額：4,000万円 ○保証期間：10年以内 ○据置期間：5年以内 ○金利：金融機関所定 ○保証料率：0.2%(国によ る補助前は原則0.85%)	○売上減少要件 ▲15%以上 ○その他 ・セーフティネット保証4 号・5号、危機関連保証 の認定を受けているこ と ・経営行動計画書を作成す ること ・金融機関が継続的な伴走 支援をすること ○保証人 代表者は一定要件(①法 人・個人分離、②資産超 過)を満たせば不要(代 表者以外の連帯保証人 は原則不要)	中小企業金融相談窓口 電話0570-783183 ※平日・土日祝日 9:00~17:00 ※実際の融資の相談・申 込については、取引のあ る又は近くの金融機関
⑥福祉医療機構 無担保・無利子の新型コロ ナウイルス対応支援資金融資	【当初5年間無利子貸付限 度額】 診療所 (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 病院 (3割以上減収)2億円 (3割未満減収)1億円 【無担保貸付限度額】 診療所 (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 病院 (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 ~など	新型コロナウイルス感染 症により、減収・事業停止 等の影響を受けた医療関 係施設等に対し、優遇融資 を実施。 (既往貸付の取り扱い) 当面6か月間の元利金、事 業者の状況に応じて更に3 年間(最長3年6か月)の 元利金の支払いについて、 返済猶予の相談に対応。	(独)福祉医療機構 医療貸付専用ご相談フ リーダイヤル 電話0120-343-863 ※携帯電話等でつなが らない場合 電話03-3438-0403
⑦小規模企業共済制度 特例緊急経営安定貸付 ※小規模企業共済の契約者	【貸付限度額】 2,000万円 (但し、契約者が納付した 掛金の総額の7~9割の範 囲内) 【貸付利率】無利子 【担保、保証人】不要	新型コロナの影響で最近 1か月の売上高が前年又 は前々年の同期と比較し て5%以上減少している 小規模企業共済の貸付資 格を有する契約者	(独)中小企業基盤整備 機構 共済相談室 電話：050-5541-7171 (平日9:00~18:00)

<p>⑧日本公庫等や民間金融機関による既往債務の条件変更</p>	<p>借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）すること。 具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができる。</p>	<p>借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関に相談。 条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業再生支援協議会による「新型コロナ特例リスケジュール支援」が利用できる。</p>	<p>借入をしている各金融機関の支店等</p>
<p>★政府系金融機関、民間金融機関に対する資金繰り支援・配慮要請（金融庁）</p>	<p>事業者が資金繰りに重大な支障を生じることがないように、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等を実施するよう繰り返し要請</p>	<p>—</p>	<p>*取引のある金融機関 （問合せ先） 金融庁相談ダイヤル 電話 0120-156811 中小企業金融相談窓口 電話 0570-783183</p>
<p>3. 税・社会保険料等の支援策</p>			
<p>税、社会保険料等の納付猶予、納付期限の延長</p>	<p>無担保＋延滞税無しで1年間猶予など</p>	<p>2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少など</p>	<p>最寄りの税務署、年金事務所などの徴収機関</p>

※詳細は、経済産業省・厚生労働省・大阪府等のHP等をご参照下さい。

国民の健康と安心につなげるための医療機関・医療従事者支援策

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために	病床確保に関する補助	重点医療機関等における病床確保 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点医療機関等への空床補償料を補助 重点医療機関・協力医療機関の場合、稼働病床の病床確保料【上限額】 <ul style="list-style-type: none"> ア ICU 436,000円/床 (重点特定) 301,000円/床 (重点一般、協力) イ HCU 211,000円/床 ウ 上記以外の病床 74,000円/床 (重点特定) 71,000円/床 (重点一般) 52,000円/床 (協力) (「重点特定」…重点医療機関である特定機能病院等) * 休止病床の病床確保料は稼働病床と同額 (ただし療養病床の休止病床は16,000円/床) ※その他の医療機関の病床確保料は別単価	募集状況 申請受付中	照会先 感染症対策支援課 病院支援第二グループ 06-4397-3248
	設備整備等に関する補助	重点医療機関等における設備整備支援 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を補助 【上限額 (主なもの)】 <ul style="list-style-type: none"> ・超音波画像診断装置 11,000千円/台 ・CT撮影装置等 66,000千円/台 ・血液浄化装置 6,600千円/台 など 	申請受付終了	感染症対策支援課 病院支援第二グループ 06-4397-3253
	設備整備等に関する補助	入院医療機関における設備整備支援 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院医療機関の設備整備を補助 【上限額 (主なもの)】 <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器及び付帯備品 5,000千円/台 ・簡易陰圧装置 4,320千円/床 ・簡易病室及び付帯備品 実費相当額 など 	申請受付終了	
設備整備等に関する補助	帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関における設備整備支援 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関等の設備整備を補助 【上限額 (主なもの)】 <ul style="list-style-type: none"> ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設 ・HEPAフィルター付パーティション 205千円/台 ・個人防護具 3,600円/人 ・簡易診療室及び付帯備品 実費相当額 など 			

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために

設備整備等に関する補助

救急・周産期・小児医療機関における設備整備支援

詳細はこちら

●救急・周産期・小児医療機関の設備整備を補助

【上限額（主なもの）】

- ・簡易陰圧装置 4,320千円/床
- ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設
- ・消毒経費 実費相当額 など

募集状況

申請受付終了

照会先

感染症対策支援課
病院支援第二グループ
: 06-4397-3253

感染症検査機関等における設備整備支援

詳細はこちら

●感染症検査機関等の設備整備を補助

【上限額】

- ・次世代シークエンサー
 - ・リアルタイムPCR装置 など
- それぞれ知事が認めた実費相当額
※対象医療機関に新型コロナ患者の受入要件なし

申請受付中

感染症対策企画課
感染症・検査グループ
: 06-4397-3204

外国人患者受入医療機関における設備整備支援

詳細はこちら

●府内外国人患者受入れ拠点医療機関等が新型コロナウイルス感染症の外国人患者を受入れるために必要な設備整備に関する費用を補助

【上限額】

- 1,083千円/施設
- 1,512千円/施設（感染症指定医療機関）

申請受付終了

保健医療企画課
企画調整グループ
: 06-6944-6027

入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保

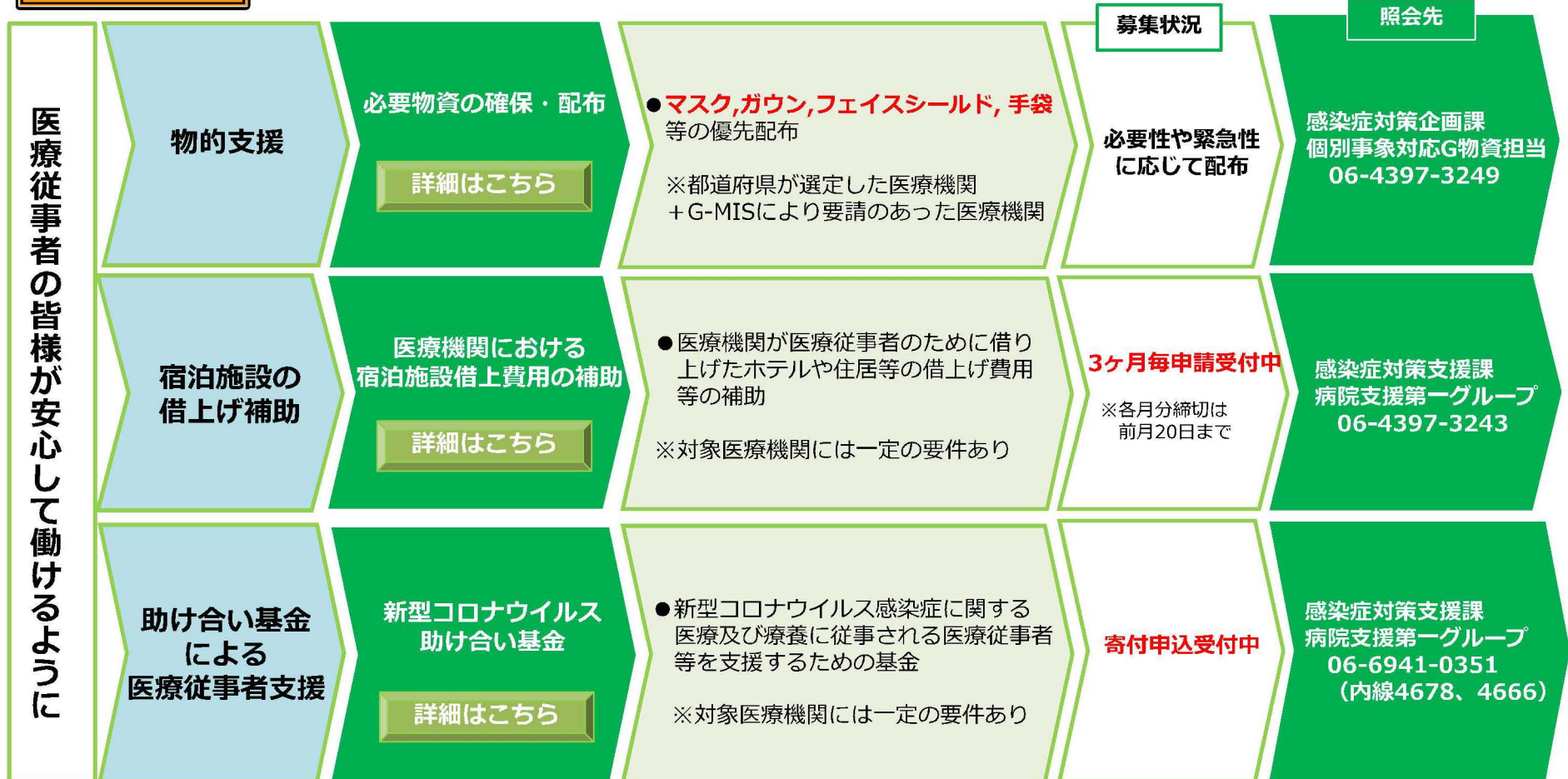
詳細はこちら

●府内外国人患者受入れ拠点医療機関等で新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受入れる医療機関に対し、外国人患者の受入れ体制確保に必要な費用を補助

【上限額】 10,000千円

申請受付終了





◆新型コロナ緊急包括支援事業に関するお問い合わせ◆

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号：0120-786-577（受付時間は平日9:30～18:00 土日祝を除く）

新型コロナ患者受入れ医療機関等の支援に関する総合相談ダイヤル

電話番号 0120-024-700（受付時間は平日9:30～18:00 土日祝を除く）

新型コロナウイルス感染症患者等のさらなる対応強化に向けて	病床ひっ迫改善の為の支援	GWにコロナ対応を行った医療機関に対する支援 詳細はこちら	●GW（4/29～5/5）に、新型コロナウイルスを受け入れた医療機関に対して、協力金を支給 新規入院受入患者1人あたり200千円 （1回限り）	募集状況 申請受付終了
		透析治療に対応できる医療機関に対する支援 詳細はこちら	●医療非常事態宣言下において、透析治療を必要とする新型コロナウイルスを受け入れた医療機関に対して補助金を支給 ※酸素投与が可能な医療機関に限る 受入患者1人あたり200千円	4/16～ 申請受付開始
		自宅療養者へ往診等を行う医療機関等に対する支援 詳細はこちら	●自宅等で療養している新型コロナウイルス患者へ往診等を行った医療機関等に対して協力金を支給 往診1回につき、15,100円 訪問看護1回につき、8,280円 ※自宅療養者1名あたり往診は 4回が 上限 訪問看護は 10回が 上限	5/10～ 申請受付開始 ※各月分締切は翌月末まで
		退院基準到達患者を受け入れる医療機関に対する支援 詳細はこちら	●退院基準を満たしているものの引き続き入院継続が必要な患者を受け入れる医療機関に対して協力金を支給 人工呼吸器を挿管した状態のまま受け入れた場合、患者1人あたり400千円 それ以外の場合、 患者1人あたり200千円	6/1～ 申請受付開始
		照会先 感染症対策支援課 病院支援第一グループ 06-4397-3243 06-4397-3539		

今後の感染拡大に備えるために	医療機能分化 に推進	中等症・重症一体型 病院への支援 詳細はこちら	●中等症・重症患者への一体的な診療を行う「中等症・重症一体型病院」として府に登録する医療機関に対し協力を支給 1 医療機関あたり上限30,000千円 (1回限り)	募集状況 7月下旬 申請受付予定	照会先 感染症対策支援課 病院支援第一グループ 06-4397-3243 06-4397-3539
	感染者急増時に 備えた更なる 病床確保支援	既存病室の個室化整備 に対する補助 詳細はこちら	●新型コロナ患者等の入院医療を提供する医療機関において、必要な病床及び医療資器材等の整備に係る経費を補助 個室化する病床が 重症 : 1床あたり上限25,000千円 軽症中等症 : 1床あたり上限10,000千円	申請受付中 ※申請締切は 7月30日まで	感染症対策支援課 病院支援第二グループ 06-4397-3253
	重症対応看護師の拡充に 向けた看護師研修	医師のスキルアップ支援	●新型コロナ患者への治療経験が少ない医療機関を支援するため、「大阪府新型コロナ治療サポートチーム」を設置	運用中	感染症対策支援課 入院療養支援グループ 06-4397-3543
	重症対応看護師の拡充に 向けた看護師研修	重症対応看護師の拡充に 向けた看護師研修	●新型コロナ感染症重症患者に対応できる看護師の育成支援のため、重症患者への看護や人工呼吸器の取扱いについての座学研修及び大阪コロナ重症センターを活用した実地研修を実施	座学研修 募集受付中 実地研修 7月下旬 募集受付予定	感染症対策支援課 人的支援・重症C 運用グループ 06-4397-3508

新型コロナウイルス感染症患者等のさらなる対応強化に向けて	転院・退院支援の強化	転退院調整支援システム参画医療機関への支援金事業 詳細はこちら	●退院基準到達患者を受け入れる医療機関のうち、転退院調整支援システムに参画する医療機関に対して補助金を支給 1医療機関 につき、上限 1,000千円 (1回限り)	募集状況 申請受付中	照会先 システムに関する照会 感染症対策支援課 入院療養支援グループ 06-4397-3543 支援金事業に関する照会 病院支援第一グループ 06-4397-3243
	入院患者待機ステーションの設置にかかる支援	一時待機場所を設置する市町村等への支援 詳細はこちら	●患者に酸素投与を行う一時待機場所を設置する市町村等への補助。 一か所 あたり上限 13,000千円	7月下旬 申請受付予定	医療対策課 救急・災害医療グループ 06-6944-9168
	宿泊療養、自宅療養者・入院調整中患者における対応の充実・強化	協力医療機関への協力金支給 詳細は準備中	●病院の敷地内等に設置した患者の一時待機場所の運営に協力した医療機関に対して協力金を支給。 ・医師が定期的に巡回し患者の容態を把握するとともに、急変時に対応可能な体制を整えている場合 10,000千円 ・医師が患者急変時に対応可能な体制を整えている場合 5,000千円	7月下旬 申請受付予定	
宿泊療養施設連携型病院への協力金事業 詳細はこちら	●宿泊療養施設にて症状が悪化した際に、「宿泊療養施設連携型病院」として患者を搬送して受け入れる医療機関に対して協力金を支給 患者搬送受入1回 につき、 200千円	7月下旬 申請受付予定	感染症対策支援課 病院支援第一グループ 06-4397-3243 06-4397-3539		

<p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援</p>	<p>診療報酬の特例的な対応</p> <p>詳細はこちら</p>	<p><新型コロナウイルス感染症患者について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●中等症患者のうち呼吸不全を有しない中等症Ⅰは、3倍相当(2,850点)を算定。 ●呼吸不全状態となる中等症Ⅱ以上の新型コロナウイルス感染症患者の診療については、救急医療管理加算の5倍相当(4,750点)を算定。 ●療養病床に新型コロナ患者を受け入れた場合、一般病床とみなし、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料の算定が可能 <p><回復患者について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関については、 ・二類感染患者入院診療加算750点を算定 ・救急医療管理加算950点を算定 	<p>令和2年5月26日～適用中</p> <p>令和2年9月15日～適用中</p> <p>令和3年1月13日～適用中</p> <p>令和2年12月15日～適用中</p> <p>令和3年1月22日～適用中</p>	<p>照会先</p> <p>厚生労働省 近畿厚生局 指導監査課 : 06-7663-7665</p>
<p>新型コロナ患者の受入病床と人員確保のための緊急支援</p>	<p>医療資格者の労災給付の上乗せ支援</p> <p>詳細はこちら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助。 	<p>申請受付中</p> <p>※申請締切は9月30日まで</p>	<p>厚生労働省 医療提供体制支援 補助金コールセンター</p>
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止等の支援</p>	<p>診療・検査医療機関及び医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援</p> <p>詳細はこちら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用に対し支援 1診療・検査医療機関あたり上限1,000千円 病院:250千円+50千円×許可病床数 有床診:250千円+50千円×許可病床数 無床診:250千円 薬局・訪問看護ST・助産所:200千円 <p>※令和3年4月1日から令和3年9月30日までに要する費用が対象</p> <p>※診療・検査医療機関が「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」を重複して受けることは不可</p> <p>※医療機関・薬局等が「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」を重複して受けることは不可</p>	<p>申請受付中</p> <p>※申請締切は9月30日まで</p>	<p>: 0120-336-933</p>

1. 補助金・助成金・給付金関係

2021(令和3)年度「感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

診療・検査医療機関100万円、無床診療所25万円、指定訪問看護事業者(みなし指定含む)20万円など

原則として、2020(令2)年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」(2020.12.15~2021.3.31までの経費を対象に2月に厚労省へ申請した補助金)を受けた医療機関等は対象外です。ただし、令和2年度と同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額(上限額)が本補助金の補助基準額(上限額)より低い場合は、差額について補助金の申請をすることができます。

1. 補助対象・補助上限額

- ① 診療・検査医療機関(都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関) 100万円
※少なくとも2021年9月30日まで診療・検査医療機関として継続することが必要です。

② 保険医療機関・保険薬局等

- ・病院・有床診療所(医科・歯科) 25万円+5万円×許可病床数
- ・無床診療所(医科・歯科) 25万円
- ・薬局、助産所 20万円
- ・指定訪問看護事業者 20万円

※「みなし指定」で補助対象期間中に訪問看護事業も行っている場合も、その訪問看護事業の経費について申請可能です。診療所分と医療機関コードが同じになりますので、申請する場合は、申請書「別紙」の「施設類型」欄で「訪問看護事業者」を選択し、必ず「みなし訪問看護事業所」分の申請である旨を書いた「添書」を同封して下さい(様式自由。手書き可)。添書を同封の上、診療所分と訪問看護事業者分とを同封して送付することも出来ます。

2. 補助対象経費

2021年4月1日から2021年9月30日までにかかる経費。

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象外)。2020(令2)年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の対象経費と同じです。

3. 申請書の提出期限

2021年9月30日(当日消印有効)

申請書類(「エクセルファイル」及び「手書き様式」)は厚労省ホームページに掲載されています。右のQRコードを読み取りアクセスして下さい。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」



4. 提出方法 (下記宛に郵送で提出)

住所: 〒119-0397 銀座郵便局留

宛先: 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

5. 問合せ先

厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター
電話: 0120-336-933 (平日 9:30~18:00)

大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金

令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金について



更新日：令和3年4月30日

※申請の受付開始は令和3年5月10日(月曜日)から

協力金の概要

目的

新型コロナウイルス感染者の受入病床が逼迫する中、府内に在住する新型コロナウイルス感染者陽性者のうち、大阪府内保健所長から自宅療養の対象とされた方（以下「自宅療養者」という。）が急増している状況を受け、自宅療養者の往診又は訪問看護（以下「往診等」という。）を行う医療機関等に対し、報償として令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染者自宅療養者往診等実施協力金（以下「協力金」という。）を交付する。

交付対象者

大阪府内の病院、診療所、訪問看護ステーション

対象期間

○令和3年4月8日（木曜日）から当面の間（医療非常事態宣言期間中）

※対象期間の終期については、本ホームページにて追って掲載します。

交付内容

下記は、対象期間中の往診等1回あたりの金額です。自宅療養者1人あたり、4回を上限とします。（外来診療、電話等情報通信機器による診療は対象外です。）

往診15,100円、訪問看護8,280円

※詳細は「よくある質問」の協力金Q&Aをご確認ください。

申請手続

受付期間

◆交付申請

往診等を行った翌月10日から翌月末までに申請してください。

※往診等の実施後に、実績に基づき申請いただくことになります。

（例：令和3年4月8日から4月30日までに往診等を行った場合は、5月10日から5月31日までに申請してください）

提出書類

○令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金交付要領 [\[PDFファイル/160KB\]](#)

◆交付申請書類

- (1)交付申請書【様式第1号】
- (2)往診等報告書【様式第1号 別紙】
- (3)要件確認申立書【様式第1-2号】
- (4)暴力団等審査情報【様式第1-3号】
- (5)口座振替依頼書【様式第1-4号】
- (6)通帳等の写し（金融機関名（支店名含む）、口座番号（又は通帳番号）、口座名義がわかるもの）

様式のダウンロードはこちら [\[Excelファイル/57KB\]](#)

よくある質問

協力金Q&A [\[PDFファイル/321KB\]](#)

提出方法

郵送又は電子メールにて提出願います。可能な限り、電子メールで提供願います。

《メールアドレス》

coronataisaku01@qbox.pref.osaka.lg.jp

※件名は「大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金（〇〇病院、診療所または訪問看護ステーション）」としてください。
※必ずパスワードを付けてください。

《郵送先》

〒540-8570（住所の記載は不要）

大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ 自宅療養者往診等実施協力金担当あて

※書類を郵送される際は、簡易書留等で送付願います（書類の追跡が可能なため）。

※郵送の場合、審査後は書類は一切返却しません。

お問い合わせ

大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ 自宅療養者往診等実施協力金担当

電話番号：06-6941-0351（内線）4717

メールアドレス：coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名は「大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金（〇〇病院、診療所または訪問看護ステーション）」としてください。

このページの作成所属

[健康医療部](#) [保健医療室感染症対策支援課](#) [病院支援第一グループ](#)

令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金について

東京オリンピック・パラリンピック休暇期間の新型コロナウイルス感染症の診療・検査体制を確保するため、当該期間の検査実施人数に応じて協力金を交付します。協力金の交付を希望される医療機関は、提出期限内に申請に必要な書類を提出してください。

1. 対象となる医療機関

- (1) 受診調整機能付き地域外来・検査センター
- (2) 診療・検査医療機関
- (3) 上記(1)(2)以外で、新型コロナウイルスの検査を実施する医療機関

2. 交付の条件

新型コロナウイルスの検査を実施する医療機関の内、下記の条件をいずれも満たすこと

- (1) 府もしくは保健所設置市と行政検査の委託契約（集合契約含む）を締結していること
（締結予定を含む）
- (2) 検査実施数をシステムもしくはFAXにより管轄保健所等に日々報告していること

3. 協力金

新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に実施した新型コロナウイルスの検査（核酸検出検査、抗原検査）1人につき、10,000円

- ※保険適用での検査に限る（保健所が検体回収・検査分析を実施する場合は対象外）
- ※陰性確認は含まない

4. 申請に必要な書類

- (1) 基本情報シート
- (2) 交付申請書（様式第1号）
- (3) 要件確認申立書（様式第1-2号）
- (4) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）

5. 書類の提出等

申請に必要な書類を電子データ（エクセル）で、以下のあて先に提出してください。

- ・電子データ：kensakyoryokukin@gbox.pref.osaka.lg.jp
- ・メールタイトル：【医療機関名】大阪府オリパラ休暇発熱患者等診療・検査協力金申請
- ・問合せ先：06-7166-9988（コールセンター）
06-6941-0351（府庁代表）内線5753

6. 申請提出期限

令和3年8月12日（木）まで

※ 申請の手続きを簡素化するため、事業完了後に、実績に基づいた交付申請をしていただきます。

令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金について



更新日：令和3年7月9日

令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金について

○オリンピック・パラリンピック休暇期間(令和3年7月22日から令和3年7月25日まで)に、発熱等新型コロナウイルス感染症などが疑われる患者の診療・検査体制を確保するため、下記のとおり、協力金の交付する制度を設けました。

令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金に係る交付基準

[令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金に係る交付基準 \[PDFファイル/71KB\]](#)

交付申請について

[協力金概要 \[PDFファイル/146KB\]](#)

◆対象となる医療機関

- (1) 受診調整機能付き地域外来・検査センター
- (2) 診療・検査医療機関
- (3) 上記(1)(2)以外で、新型コロナウイルス感染症の検査をする医療機関

◆交付の条件

- 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関の内、下記の条件をいずれも満たすこと
- (1) 行政検査の委託契約(集合契約含む)を、大阪府もしくは保健所設置市と締結している(予定含む)こと
 - (2) 検査実施数をシステムもしくはFAXにより管轄保健所等に報告していること

検査実施数の報告については、[こちら](#)

◆協力金

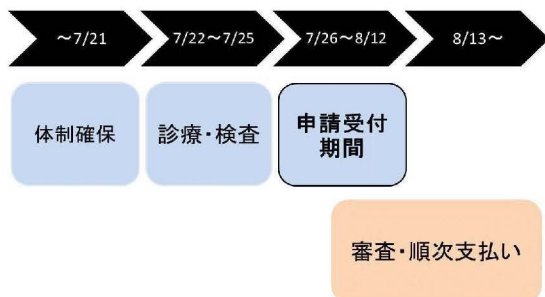
新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に実施した新型コロナウイルスの検査(核酸検出検査、抗原検査)1人につき、10,000円
※保険適用での検査のみ本事業の対象です。保健所が検体回収・検査分析を実施する場合は対象外となります。
※既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は対象外です。

◆申請期間

令和3年7月26日(月曜日)から令和3年8月12日(木曜日)まで

※申請の手続きを簡素化するため、事業完了後に、実績に基づいた交付申請をしていただきます。

【スケジュール】



◆申請に必要な書類

- (1) 基本情報シート

- (2) 交付申請書(様式第1号)
- (3) 要件確認申立書(様式第1-2号)
- (4) 暴力団等審査情報(様式第1-3号)

検査実施数の報告については、[こちら](#) [Excelファイル/45KB] 手書きの場合 [こちら](#) [Excelファイル/45KB]
※様式第1号の口座情報の記入漏れが多く見受けられます。ご提出の際はご注意ください。

◆提出先および提出方法

申請に必要な書類を電子データ(Excel)で、以下のあて先に提出してください。

*電子データ：kensakyoryokukin@gbox.pref.osaka.lg.jp

メールの確認漏れを防ぐため、件名を下記のとおりとしてください。

【医療機関名】大阪府オリパラ休暇発熱患者等診療・検査協力金申請

電子での申請が難しい場合は、紙媒体でも受付します。必要な書類を印刷し、下記の宛先までお送りください。

*紙媒体：540-8570(府庁専用郵便番号(住所の記載は不要。))

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 感染症・検査グループ

問い合わせについて

協力金に係るご質問については、下記までお問い合わせください。

電話番号：06-7166-9988 (コールセンター)

土曜日・日曜日・祝日含む午前9時から午後6時まで

06-6941-0351 (府庁代表) 内線5753

平日午前9時30分から午後6時まで

このページの作成所属

[健康医療部](#) [保健医療室感染症対策企画課](#) [感染症・検査グループ](#)



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [健康・医療](#) > [医療・医療費](#) > [大阪府感染症対策情報](#) > [令和3年度大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金について](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
(法人番号)
4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話) 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

(代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2021 Osaka Prefecture, All rights reserved.

「新型コロナ」関連特例

健保被扶養者の収入確認で新たな通知

医療職「ワクチン接種」業務による賃金は含めず

新型コロナウイルス接種業務に従事する医療職の確保のため、厚労省が新たに通知「新型コロナウィルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」を発出した（令和3年6月4日、保発0604第1号）。

保被扶養者認定における収入確認の際の収入には算定しない」という特例措置を設けるといふものです（別掲1、2参照）。

ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職が対象で、医療職であってもワクチン接種会場や医療機関等での受付業務に従事した時間は対象外となります。

また、医療職以外の方もワクチン接種業務のスタッフとして従事した場合や、医療職であってもワクチン接種業務に従事していない場合は今回の特例には該当せず、「大阪保険医新聞（5月25日付）」既報の厚労省事務連絡「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12日、厚生労働省保険局保険課）によって示された、「想定していない」かつ事情により、一時的に収入が増加し、130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らし、総合的に将来収入の見込みを判断することの取り扱いになります。

特例適用にあたっては「申立書」の提出が必要で、特例適用にあたっては、被扶養者の資格確認等の際に、各保険者に対して通常提出が求められる書類と合わせて、「申立書」を提出

します（保険者によって取り扱いが異なります）。また、この特例措置は税には適用されず、健康保険等の被扶養者認定と国民年金の第3号被保険者の認定のみに適用されます。なお、特例の詳細は厚労省ホームページ（https://www.hlr.go.jp/stf/newpage_1004.html）もしくは左記QRコードを）確認下さい。



厚労省HP「新型コロナウィルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」

【別掲1】健保被扶養者認定における特例の対象者

▶ワクチン接種業務に従事する医療職

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士

【別掲2】特例の対象となる収入

▶新型コロナワクチン接種業務に対する賃金

- 対象期間：
 - 高齢者向けワクチン接種が始まった2021（令和3）年4月からワクチン接種の実施期間である2022（令和4）年2月末まで
- 対象収入を算定するに当たっては、
 - ・時給制の場合には、ワクチン接種日の勤務時間や接種業務時間に時給を乗じる
 - ・月給制の場合には、賃金をワクチン接種日の日数や接種業務時間とその他の業務の日数や業務時間と按分する
 - ーなど、合理的な方法で対象収入を計算する

「コロナ対応」一時的増収」健保扶養維持

「将来収入の見込みを総合的に判断」

厚労省は、新型コロナ対応で一時的に収入が増加する被扶養者について、今年2月に全国健康保険協会（協会けんぽ）宛に事務連絡を發出しています。

これは昨年4月の緊急事態宣言を受けた小学校の一斉休校で勤務時間が急増した学童保育所等の職員を念頭に發出した事務連絡の「再周知」で、新型コロナへの対応として、一時的に収入が増加する看護師等の医療従事者を意識して發出したものです。健康保険組合連合会や健康保険組合、経団連にも同内容の事務連

絡を發出しています。

厚労省事務連絡「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12日發出）では、被扶養者の要件の確認に当たって留意点を示しています。以下、抜粋を紹介いたします。

◎今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3カ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合

であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らし、総合的に将来収入の見込みを判断すること。

◎被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

なお、コロナ対応で一時的な収入増加における健保扶養認定については、厚

労省のHP「新型コロナウィルスに関するQ&A（労働者の方向け）」6問2（左記QRコード）でも一般の労働者向けに同様の解説がされています。



厚労省HP「新型コロナウィルスに関するQ&A（労働者の方向け）」6問2

※被扶養者認定の詳細については、被保険者の方がお勤めの会社や加入している健康保険組合、協会けんぽへご相談下さい。

参考：パート職員の収入と税・社会保険（2021年4月現在）

パート 年収	税・社会保険の取り扱い
~100万円	▶住民税がかからない ※但し、住民税には「均等割」と「所得割」があり、「均等割」については、居住自治体によって93万円、97万円など非課税限度額が異なる。 ※「均等割」は大阪市の場合年額5,300円（市民税3,500円、府民税1,800円）
100万円超	▶住民税が課税
103万円超	▶所得税が課税 ※所得税の基礎控除48万円と給与所得控除55万円をあわせた103万円が収入から差し引かれるので、年収が103万円までは所得ゼロに（103-48-55=0円）。 ※非課税限度額内の通勤手当は年収に含めずに計算する。
130万円以上	▶健康保険の被扶養者認定が原則として取り消し（社会保険料が発生） ☆厚労省が、コロナ対応による一時的な収入増の場合は認定を取り消さない旨の事務連絡を發出。 ※パート職員が従業員501人以上の事業所で働き、一定の要件を満たした場合は、原則として106万円以上で社会保険料が発生する。 ※年収は、通勤手当を含めて計算する。
150万円超	▶納税者本人（パート職員を扶養している配偶者）の税金計算時に「配偶者特別控除」の段階的減額が開始 ※パート職員の年収150万円超から201万円まで、納税者本人の収入に応じて36(12)万円から3(1)万円に段階的に減額される。 ※パート職員の年収150万円までは納税者本人（パート職員の配偶者）の所得控除額は変わらない。

※上記の詳細な要件等については、保険者、税務署等にお問い合わせの上ご対応ください。

月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を支給します。

中小法人等 上限20万円/月
 個人事業者等 上限10万円/月

給付額 = 2019年又は2020年の基準月※1の売上
 - 2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

【給付対象について】

ポイント①

- 対象措置に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※3

ポイント②

- 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること

※3 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

<注>

1. 以下の2. を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
2. 「対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があること」、または「対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があること」による影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば給付対象となり得ます。
3. 月次支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要があり、特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

【特例措置の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少していること等の要件があります。

【特例措置の内容】

○助成内容・対象※令和3年5月1日から同年8月31日までの休業等に適用（予定）

- ① 休業手当等に対する助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3
解雇等行わない場合【注1】の助成率：中小企業 9/10、大企業 3/4
※助成額の上限：対象労働者1人1日当たり13,500円
- ② 教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算します
- ③ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能です
- ⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています

【注1】令和2年1月24日以降解雇等を行っていない場合

○以下に該当する場合、助成率・助成額の上限を引き上げています

※令和3年1月8日以降の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態宣言措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、助成率を最大10/10【注2】に引き上げています
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり15,000円
- ⑦ 生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の企業に関して、助成率を最大10/10【注2】に引き上げています
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり15,000円

【注2】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

○活用しやすさ

- ⑧ 申請書類を大幅に簡素化しています
添付書類等を削減し、休業等計画届の提出は不要としています
※申請書類様式はコチラ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

- ⑨ 助成額の算定方法等申請手続きを簡素化しています

※ガイドブックはコチラ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>

- ⑩ オンライン申請も受け付けています

※オンライン申請はコチラ：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ



1. 助成率と使用する様式をチェックしましょう

申請する貸金締切期間（判定基礎期間）を確認しましょう

判定基礎期間が
令和3年1月8日～
令和3年4月30日を一日でも含む場合
→該当の場合【**緊急事態宣言等対応特例**】
の様式を使用

判定基礎期間の初日が
令和3年5月1日以降にある場合

以下のどちらかに該当する。

●生産指標（売上等）が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少

→該当の場合【**業況特例**】の様式を使用

●まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力
もしくは、緊急事態宣言の対象となった都道府県知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力

→該当の場合【**地域特例**】の様式を使用

はい

いいえ

令和3年1月8日～判定基礎期間の末日まで
解雇等^(※1)していない

はい

いいえ

A

C

日額上限 15,000円

令和2年1月24日～判定基礎期間の末日
まで解雇等^(※1)していない
また、判定基礎期間の末日時点で雇用が
維持されている^(※2)

→「はい」「いいえ」いずれの場合でも
通常の様式を使用

はい

いいえ

B

C

日額上限 13,500円

助成率

A ⇒ 10/10

B ⇒ 9/10

C ⇒ 4/5

(※1) 解雇予告、解雇とみなされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。

(※2) 下線の期間の各月の末日時点の従業員人数の平均と比べて、5分の4以上の人数が維持されていることを指します。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		～4月末	5月～9月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		～4月末	5月～9月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

※雇用調整助成金に関する相談窓口

3 職業安定部雇用保険課 助成金センター内

住 所

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8
(中央大通FNビル9階)

電話番号 06-7669-8900

雇用調整助成金のご相談は、大阪労働局内の他部署の電話番号で対応できかねますので、
こちらの番号へお掛けください。

相談時間 8:30~17:15 (月~金)

相談内容 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談 [【厚生労働省HPへリンク】](#)

※雇用調整助成金に関する相談は完全予約制です

現在ご相談のため来局されている方が殺到している状況の中、待合席での新型コロナウイルス感染防止のため、
完全予約制にて相談を承っております。

ご予約は、**電話にて大阪労働局助成金センター**までお問い合わせください。

電話番号 06-7669-8900

受付時間 8:30~17:15 (月~金)

※ご予約は、ハローワークでは受け付けておりません。
大阪労働局助成金センターへのお電話でご予約をお願いいたします。

※一般的なお問い合わせは「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」でも承ります。
(雇用調整助成金のFAQはこちら [【厚生労働省HPへリンク】](#))

電話番号 : 0120-60-3999

受付時間 : 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

両立支援等助成金

(介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

【対象者(事業主)】

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度(※)を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得すること

【支給額】

取得日数	支給額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

【対象となる労働者】

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

【適用日】

令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇

【申請期間】

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

支給要件の詳細や具体的な手続きは以下のURLよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせについては、

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室) 受付時間：8:30～17:15(土日祝日除く)



詳細は で検索

両立支援等助成金 育児休業等支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

助成額

1人あたり5万円
1事業主につき10人まで（上限50万円）

主な支給要件

- ① **次のどちら**も実施されていること。
 - (イ) 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。
 - (ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ・ベビーシッター費用補助制度 等
- ② 労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

申請期間

特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和3年4月1日～令和3年6月30日	令和3年4月1日～令和3年8月31日
令和3年7月1日～令和3年9月30日	令和3年7月1日～令和3年11月30日
令和3年10月1日～令和3年12月31日	令和3年10月1日～令和4年2月28日
令和4年1月1日～令和4年3月31日	令和4年1月1日～令和4年5月31日

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

本助成金は事業所単位ではなく、**事業主単位での申請**となります。

◎その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 両立支援等助成金 [検索](#)

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

【対象事業主】

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

【支給額】

対象労働者1人当たり

有給休暇 計5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※1事業所当たり人数上限：20人まで

【申請期間】

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで

※雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

※事業所単位ごとの申請です。

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは、以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



- 具体的なご相談・お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお願いいたします。

以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/index_00004.html

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）



③ IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円

※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円

補助率：通常枠 1/2

低感染リスク型ビジネス枠 2/3

想定される活用例

- ・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

(通常枠の導入例)

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

(低感染リスク型ビジネス枠の導入例)

- ・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
- ・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール (通常枠・低感染リスク型ビジネス枠共通)

申請開始：4月7日(水)

2次締切：7月30日(金) 17時

※9月に3次締切を設け、それ以降も申請状況を踏まえて締切を設定予定。

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開中です。

【IT導入補助金についてのお問合せ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30 (土日祝日除く)

2. 資金繰り支援

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（4/1時点）

※ 見やすさの観点から簡略化していますので、詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大3億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	<ul style="list-style-type: none"> (伴走) 最大4000万円(経サポ) 最大2億8000万円 (伴走) 保証期間最大10年以内、うち据置5年以内 (経サポ) 保証期間最大15年以内、うち据置5年以内 信用保証協会の利用にかかる保証料を減額
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 国民事業最大4800万円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	<ul style="list-style-type: none"> 国民事業最大7200万円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	<ul style="list-style-type: none"> 一括して既存債務の元金返済要請 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 資金繰りの継続サポート

②小・中規模企業者向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大3億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間基準金利▲0.9%
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大3億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	<ul style="list-style-type: none"> (伴走) 最大4000万円(経サポ) 最大2億8000万円 (伴走) 保証期間最大10年以内、うち据置5年以内 (経サポ) 保証期間最大15年以内、うち据置5年以内 信用保証協会の利用にかかる保証料を減額
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
前向きな設備投資	貸付	日本政策金融公庫 (設備資金貸付利率特例制度)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円、国民事業最大7200万円 貸付後2年間、適用した貸付制度の利率▲0.5%
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円(別枠) 国民事業最大7200万円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大7.2億円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	<ul style="list-style-type: none"> 一括して既存債務の元金返済要請 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 資金繰りの継続サポート

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

<※小規模の要件>
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

<創業1年1か月以上>
最近1か月※の売上高と、前三年のいずれかの年の同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど>
以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る
最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロ
スター株式会社運
営する
5starplus株式
式会社が寄
附した記事を考
念して作成しました。

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small>	+ 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、 <u>全国・全業種※</u> を対象。 <small>※一部保証対象外の業種があります。</small>	
一般保証枠 (2.8億円)	+ SN保証枠 (2.8億円)	+ 危機関連保証枠 (2.8億円)
信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。		

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00~17:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811 (フリーダイヤル)

※平日10:00~17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から利下げ限度額を拡充。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】 ➔ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➔ **土曜日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

1月22日から、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

（注）最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間（最長）

・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等3億円（拡充前2億円）、
国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://tokubetsu-rho.jp/>

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9:00～17:00



「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- ポイント1** 実質的な無利子化融資とは、日本公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- ポイント2** 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。
- ポイント3** 利子補給を受けるためには申請手続きが必要です。申請に必要な書類はご融資後に公庫から郵送いたします。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付		特別利子補給制度										
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、 5%以上減少 (2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれか(※)と比較して、 5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高 (※) 最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①~③の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高	左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模企業者(※1)</th> <th>中小企業者(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上(※2)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上(※2)</td> <td>売上高▲20%以上(※2)</td> </tr> </tbody> </table>			小規模企業者(※1)	中小企業者(※1)	個人	要件無し	売上高▲20%以上(※2)	法人	売上高▲15%以上(※2)	売上高▲20%以上(※2)
		小規模企業者(※1)	中小企業者(※1)									
個人	要件無し	売上高▲20%以上(※2)										
法人	売上高▲15%以上(※2)	売上高▲20%以上(※2)										
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	-										
融資限度額	別枠8,000万円	左記の融資限度額のうち、6,000万円以下の部分										
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内>	当初3年間										
利率(年) (注)	6,000万円以下 6,000万円超	左記の6,000万円以下の部分にかかる「 基準(災害) -0.9% 」の利子(支払利息)(※) (※)利息も含め公庫へ返済頂きますが、別途、最長3年間分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給										
担保	無担保	-										
実施機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)	中小企業基盤整備機構										

(注) 令和3年1月4日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【6,000万円以下の部分】当初3年間：0.36%、3年経過後：1.26% <当初3年間の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化>

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

<特別利子補給制度に関するお問い合わせ先>

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局【電話番号】0570-060515(平日・休日9:00~17:00)



セーフティネット貸付の要件緩和

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金 8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%

※ 3月1日時点、貸付期間5年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

▶ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

▶ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

セーフティネット保証4号・5号

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

- ※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）
- ※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制等に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」「最近6ヶ月」等での比較）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆SN4号：令和2年3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆SN5号：令和3年7月31日まで全業種を指定。
令和3年8月1日以降については、以下をご覧ください。
(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)
※掲載は7月下旬を予定しております。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
 - ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
- ※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。
- ※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

- ※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
- ※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、最近1カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)
5号：80%保証 (指定業種)
別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：
100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00~17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。

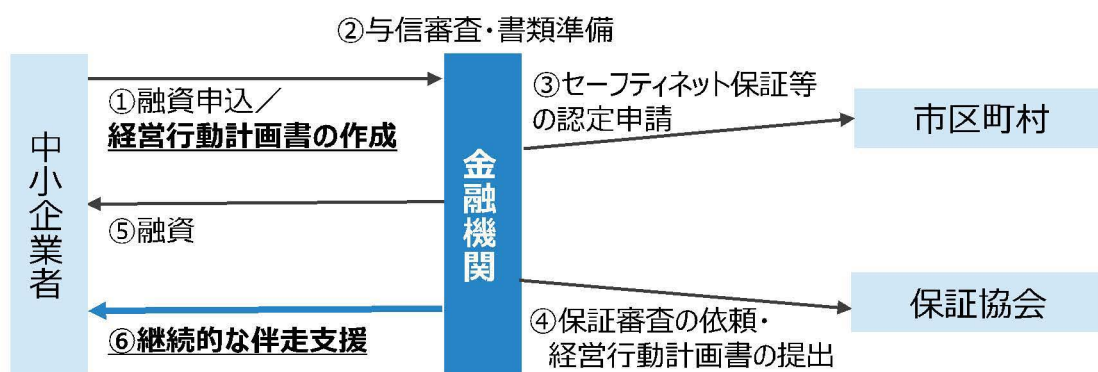
➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。



伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設します。

- 保証限度額 : 4,000万円
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%（国による補助前は原則0.85%）
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 売上減少要件 : ▲15%以上
- その他 : ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること
・経営行動計画書を作成すること
・金融機関が継続的な伴走支援をすること



【制度の詳細：中小企業庁HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.htm>



【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症への対応のための融資メニュー



更新日：令和3年6月30日

新型コロナウイルス感染症への対応のための融資メニューについて

新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業のみなさまを支援するための融資制度がございますので、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金NEW	
融資対象者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルスの感染症により経営に影響を受けている中小企業者で以下（１）（２）をともに該当するもの。 （１）セーフティネット保証４号・５号（※１）、危機関連保証のいずれかの市町村長の認定書を受けているもの （２）経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援（※２）を受けられるもの （※１）売上減少率が15%以上のものに限り （※２）事業者は原則四半期に1度、金融機関に経営状況や経営計画の実行状況等の報告を行い、金融機関は経営計画の見直しや計画を進めるための経営支援を行います。
必要添付書類1	市町村長の認定書 *市町村長の認定書の入手方法等については、 各市町村認定窓口(別ウインドウで開きます) でご確認ください
必要添付書類2	経営行動計画書 [Word版] [PDFファイル/100KB] *中小企業者が金融機関との対話を通じて作成します
保証枠	セーフティネット保証枠又は危機関連保証枠 ※利用する保証制度に応じます
融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（据置5年以内）
資金用途	運転資金・設備資金
金利	年1.2%（固定） 年0.2%（実質）※
保証料	※本来の保証料は年0.85%（経営者保証免除対応を受ける場合は、年1.05%）ですが、国が保証協会に対し、保証料補助を行うことにより、利用者の負担は年0.2%となります（但し、融資後に条件変更を受けた際に追加的に必要となる保証料については、補助の対象外となります。）。
融資に関する相談・申込先	下部の取扱い金融機関にてお申込みください

新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)	
※令和3年3月31日で申込みは終了いたしました。	
融資対象者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルスの感染症により経営に影響を受けている中小企業者（セーフティネット保証４号・５号、危機関連保証のいずれかの市町村長の認定書を受けたもの）
必要添付書類	市町村長の認定書 *市町村長の認定書の入手方法等については、 各市町村認定窓口(別ウインドウで開きます) でご確認ください
保証枠	セーフティネット保証枠又は危機関連保証枠 ※利用する保証制度に応じます
融資限度額	令和3年1月29日以降 6,000万円（無担保のみ） ※拡充前 4,000万円
融資期間	10年以内（据置5年以内）
資金用途	運転資金・設備資金
金利	年1.2%（固定）
保証料	年0.85%（経営者保証免除対応を受ける場合は年1.05%）
金利・保証料の軽減	<p>■軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利：当初3年間 ・保証料：全期間 <p>■軽減対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主（小規模企業者のみ） 売上高が5%以上減少の場合は、保証料なし、金利当初3年間なし ・法人、個人事業主（小規模企業者以外） 売上高が15%以上減少の場合は、保証料なし、金利当初3年間なし 売上高が5%から15%未満減少の場合は、保証料半額補助

適用期間	令和2年5月1日（金曜日）から令和3年3月31日（水曜日）までに保証協会が保証申込みを受付し、かつ令和3年5月31日（月曜日）融資実行された分まで ※令和3年3月31日で申込みは終了いたしました。
------	---

新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連）	
融資対象者	新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者の方（市町村長の認定要） *創業後3か月以上継続して事業を行っている方も一定の売上要件を満たす場合は対象となります。詳細については こちら(外部サイト) 。 * 新型コロナウイルス感染症の影響により認定要件が緩和されています。要件に当てはまらない場合であっても認定可となる場合がございます。各市町村認定窓口(別ウインドウで開きます)にご相談ください。
必要添付書類	市町村長の認定書 ※市町村長の認定書の入手方法等については、 各市町村認定窓口(別ウインドウで開きます) にご確認ください
保証枠	危機関連保証枠
融資限度額	2億円（うち無担保8,000万円）
融資期間	10年以内（据置2年以内）
資金使途	運転資金・設備資金
金利	年1.2%（固定）
保証料	年0.8%
適用期間	令和2年3月16日（月曜日）から令和3年12月31日（金曜日）融資実行分まで
融資に関する相談・申込先	下部の取扱い金融機関にてお申込みください

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	
融資対象者	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者の方で、以下（1）～（3）のいずれかに該当する方 *創業後3か月以上継続して事業を行って以下（2）（3）に該当する方も、一定の売上要件を満たす場合は対象となります。詳細については こちら(外部サイト) 。 *（2）（3）については認定要件の緩和が緩和されています。下記内容に当てはまらない場合であっても認定可となる場合がございます。各市町村認定窓口(別ウインドウで開きます)にご相談ください。 （1）府内において1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方（要件確認書が必要） （2）経営安定資金（SN）4号対象 国が指定した地域において1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上高が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が20%以上減少することが見込まれること（市町村長の認定要） （3）経営安定資金（SN）5号対象 国が指定する業種（※）に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方（市町村長の認定要） ※ 「国が指定する業種」については こちら(外部サイトを別ウインドウで開きます)
必要添付書類	（1）要件確認書 [Word版] [PDF版] （2）（3）市町村長の認定書 *市町村長の認定書の入手方法等については、 各市町村認定窓口(別ウインドウで開きます) でご確認ください
保証枠	（1）一般保証 （2）（3）セーフティネット保証枠
融資限度額	（1）2億円（うち無担保8,000万円） （2）（3）2億円（うち無担保8,000万円）
融資期間	7年以内（据置1年以内）
資金使途	運転資金・設備資金
金利	年1.2%（固定）
保証料	（1）保証協会の定める料率 *決算内容等により保証審査を踏まえ決定 ・年0.45%から年1.9%（無担保） ・年0.32%から年1.62%（有担保） （2）年0.9% （3）年0.8%
融資に関する相談・申込先	下部の取扱い金融機関にてお申込みください

取扱い金融機関一覧

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、愛知銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、高知銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、三十三銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、トマト銀行、富山第一銀行、名古屋銀行、南都銀行、百十四銀行、福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、永和信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、きのくに信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、播州信用金庫、枚方信用金庫、大阪協栄信用組合、大阪貯蓄信用組合、近畿産業信用組合、成協信用組合、大同信用組合、中央信用組合、のぞみ信用組合、ミレ信用組合、商工組合中央金庫、SBJ銀行

このページの作成所属

[商工労働部](#) [中小企業支援室金融課](#) [制度融資グループ](#)

令和3年4月1日更新

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件（全施設共通）	
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。
病院・診療所	
	①病院 (3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円
	②診療所 (3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円
	コロナ対応を行う医療機関※1 ①・②の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額
	政策医療を担う医療機関※2 ①・②の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額」のいずれか高い金額
貸付利率	当初5年間の無利子貸付の範囲 上記以外の部分 0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額
<small>※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置 ※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関</small>	

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業

		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
貸付利率	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）	
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		1億円	4,000万円
無担保貸付		1億円	4,000万円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合4年、貸付金額が505万円以上の場合6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00 (電話) 050-5541-7171

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

②掛金月額の減額

掛金月額は、1,000円から7万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

新型コロナ特例リスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が、令和2年4月より、窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を開始したところですが、新型コロナの影響の長期化に鑑み、ポストコロナに向けた取組を後押しするため、令和3年4月以降も引き続き本支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画等（※）の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

（※ 中小企業者の希望に応じ、ポストコロナに向けた行動計画（事業継続アクションプラン）の策定支援も行っています。）

③資金繰りの継続サポート

計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。

中小企業者の状況に応じ、②において一部費用負担が生じる可能性もありますが、その場合でも国がその費用の一部を負担（支援）します。）

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ支援後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します（※）。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用等）については、一部国が負担（支援）します。

※中小企業者の状況に応じ、再度の特例リスケ支援を実施することも可能です。

※中小企業再生支援協議会とは

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で49,000件以上の相談実績、15,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm



※ また、同じく資金繰り改善を目指す事業として、**民間の支援者と共に経営改善を図りたい方向けに、ポストコロナ持続的発展計画事業**を開始しました。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>



日本公庫等や民間金融機関による 既往債務の条件変更

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額したり、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業再生支援協議会による「新型コロナ特例リスケジュール支援（22ページ）」がご活用いただけます。

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にわたって要請を行い、各金融機関では条件変更に対応しています。

【お問合せ先】

条件変更に関する具体的なご相談・お問い合わせは、借入をしている各金融機関の支店等をお願いいたします。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 3億円、
 - 国民事業 6,000万円
- (2) 商工中金 3億円

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 6億円、
 - 国民事業 8,000万円、
- (2) 商工中金 6億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
 沖縄公庫：0120-981-827
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

金融機関等への配慮要請

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、昨年2月以降、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

1月19日の要請では、大臣名で事業者等の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応すること、政府系機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等を省略する等最大限柔軟な対応を行うことなど、資金繰り支援に万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）
政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【年末の資金繰りについて（令和2年11月30日）】

- ①迅速かつ積極的な対応
- ②適時適切な貸出
- ③実情に応じた親身な対応
- ④個人保証の見直し等

【GoToキャンペーンの一時停止を踏まえて（令和2年12月17日）】

- ①迅速かつ柔軟に対応
- ②事業者等の実情に応じた最大限の配慮
- ③売上高要件の緩和

【緊急事態宣言を踏まえて（1月8日）】

- ①手続きの簡素化等顧客の利便性向上に努めること
- ②個別企業の実情に応じた最大限の配慮

【新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて（1月19日）】

大臣から政府系金融機関等に対して、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応を要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

3. 税・社会保険、その他

納税猶予・納付期限の延長

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、「換価の猶予」が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、「納税の猶予」が認められることがあります。

猶予に関する一般的な質問等については、「国税局猶予相談センター」にご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、「所轄の税務署（徴収担当）」にご相談ください。

【個別の事情の例】

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合、
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合、
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合、
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

【リーフレットはこちら】



猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**
(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ◆ **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
(注) 通常 年8.8% → 軽減後 年1.0% (令和3年中の割合)
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 国税庁  で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



2. 地方税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への徴収の猶予、換価の猶予等について、柔軟かつ適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下の事情がある場合には、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 欠損金の繰戻し還付制度

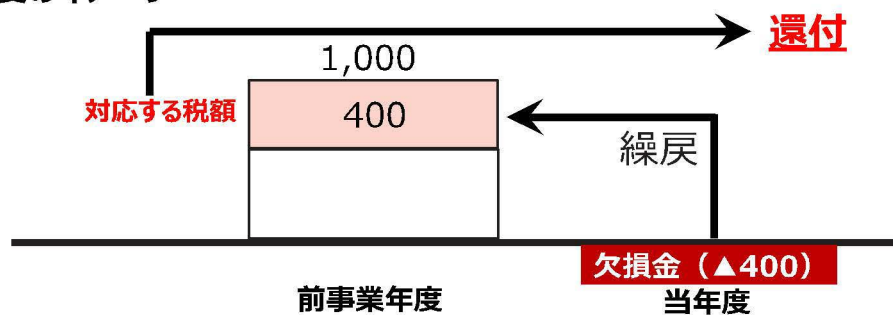
資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

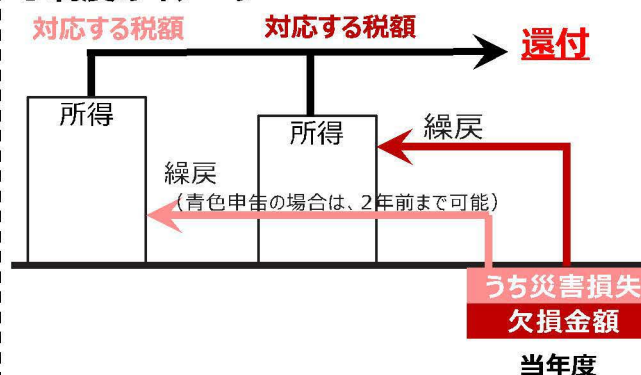


2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ



例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
前年同期比概ね**20%以上減少**

支払い 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし)	2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
<p>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産：2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。 			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし)	2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
<p>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産：2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。 			

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター : [03-6281-9821](tel:03-6281-9821)

固定資産税等の軽減

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 (導入促進指針の策定)	対象地域 全国1,646自治体 (うち1,642がゼロ(2月末時点)) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
協議 ↑ ↓ 同意	対象設備 機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
市町村 (導入促進基本計画の策定)	事業用家屋と構築物を対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
申請 ↑ ↓ 認定	特例措置 固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める
中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター : 03-6281-9821

厚生年金保険料等の猶予制度

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合、

- 猶予期間中の**各月に分割して納付**いただけます。
- 猶予期間中は、**延滞金が年8.8%から1.0%に軽減**されます。
- **財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予**されます。

猶予を受けられる期間は、

- **原則、1年以内**となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、**1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。**
- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて**担保の提供は不要**となります。

※ 労働保険料についても、同様の仕組みが適用されます。（猶予制度を受けた場合、延滞金が免除）お問合せ先は、都道府県労働局となります。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から令和3年7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和2年9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方
- (2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokureikaitei.html>



【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2 令和2年8月から令和3年7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

上記1と同様の条件となります。

3 令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
- (2) 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(上記1と同様です。)

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokureikaitei2.html>



【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（3の場合は8月）の翌月以降の保険料が対象となります。

- ※ 上記1に該当する場合は、令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記2に該当する場合で、令和2年8月から12月までを急減月とするものは令和3年2月末日まで、令和3年1月から3月までを急減月とするものは令和3年5月末日まで、令和3年4月から令和3年7月までを急減月とするものは令和3年9月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記3に該当する場合は、令和3年2月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

- ※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
- ※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。
- ※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。



ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課

リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。



[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/
/saftynet/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zenshinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



Q. 補助金の電子申請に必要なGビズIDを取得したい。

A. 補助金等（一部）の電子申請に必要なGビズIDの取得については、申請から2～3週間要する場合があります。GビズIDが必要な補助金の申請をお考えの方は、お早めに取得の申請をされることをお勧めします。

補助金申請
システム

jGrants

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

